

省令

○経済産業省令第七十六号
弁理士法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十一号)の一部及び学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行に伴い、並びに弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第十一条第四号及び第六号並びに第十六条の規定に基づき、弁理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十二月二十一日
経済産業大臣 甘利 明

弁理士法施行規則の一部を改正する省令

弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)の一部を次のように改正する。
第三条の次に次の一条を加える。
(試験科目の内容等)
第三条の二 弁理士試験の科目のうち、法第十条第二項第一号及び同条第三項の科目については、次の各号に掲げる法令に分けて行う。
一 特許及び実用新案に関する法令
二 意匠に関する法令
三 商標に関する法令

2 法第十条第一項第一号、同条第二項第一号及び同条第三項の科目の出題範囲には、特許、実用新案、意匠及び商標(以下、「工業所有権」という。)に関する条約に関する規定が含まれるものとする。
第四条の見出しを削り、同条中「第十一条第三号」を「第十一条第六号」に改め、同条第一号中「前条」を「第三条」に、「第六十八号の二」を「百四号」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「前条」を「第三条」に改め、同条第五号中「第五条第一項」を「第六条第二項」に、「前条」を「第三条」に改め、同条第六号から第十号までの規定中「前条」を「第三条」に改め、同条を第四条の二とし、同条の前に次の一条を加える。
(試験の免除)
第四条 法第十一条第四号に規定する経済産業省令で定める工業所有権に関する科目の単位は、次の表の各号に掲げるものとする。

Table with 3 columns: 科 (Subject), 目 (Item), 単位数 (Credits). Row 1: 特許及び実用新案に関する法令 (Patent and Utility Model Laws), 八 (Eight).

Table with 2 columns: 二 意匠に関する法令に関する科目 (Subject related to laws on designs), 四 (Four); 三 商標に関する法令に関する科目 (Subject related to laws on trademarks), 四 (Four); 四 工業所有権に関する条約に関する科目 (Subject related to treaties on industrial property rights), 四 (Four); 五 特許及び実用新案に関する法令、意匠に関する法令、商標に関する法令並びに工業所有権に関する条約のうち又は複数に関する科目 (Subject related to laws on patents/utility models, designs, trademarks, and treaties on industrial property rights), 八 (Eight).

2 前項の単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。
3 第一項の表の上欄の第一号から第四号までに掲げる科目の授業は、講義により行われるものとする。
4 第一項の表の上欄の第五号に掲げる科目の授業は、講義、演習その他これらに準ずるものいずれかにより又はこれらの併用により行われるものであって、大学設置基準第二十一条第三項に規定する卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目に該当しないものとする。
第六条第三項ただし書を削る。
第十四条中「第二十三号第三項」を「第二十三号第十二項」に改める。
附則
この省令は平成二十年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定(第六十八号の二)を「百四号」に改める部分に限る。は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七〇〇(管理職員等の範囲)の一部改正に關し、人事院規則を制定する。
平成十九年十二月二十一日
人事院総裁 谷 公士
人事院規則一七〇〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則
人事院規則一七〇〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表総務省の内部部局の項中「コンテンツ流通促進室長」を削り、受信対策室長を「デジタル放送受信推進室長」に改め、総合企画室長を削り、総務課又は「企画課又は」に、統計企画管理官補佐(人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。)を「統計企画管理官補佐(人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。)」検査監督官補佐に改める。
別表財務省の部財務局の項及び財務支局の項中「証券取引所監理官」を「金融商品取引所監理官」に改める。
別表文部科学省の内部部局の項中「予算企画調整官」を「予算企画調整官 合同庁舎管理専門官」に、「主任社会教育官」を「主任社会教育官 教育改革推進室長」に、「調整企画室長」を「調整企画室長 競争的資金調整室長」に、「技術移転推進室長」を「技術移転推進室長 新技術革新室長」に改め、研究成果展開企画官を削る。
別表国土交通省の部地方航空局の項中「技術管理室長」を「技術管理室長 先任航空事業安全監督官」に、「先任航空機検査官」を「先任航空機検査官 先任整備審査官」に改める。
別表気象庁の部管区気象台の項中「課長 地震情報官」を「気象防災情報調整官 地震情報課長」に改め、同部沖縄気象台の項中「次長」を「次長 気象防災情報調整官」に改める。
別表環境省の内部部局の項中「環境協力室長」を「環境協力室長 市場メカニズム室長」に改める。
別表防衛施設庁の部中「防衛施設庁」を「防衛省」に改め、同部内部部局の項中「労務調査官」を削り、給与厚生室長を「給与厚生室長 労務調整官」に改める。
別表備考第一項中「平成十九年八月三十一日」を「平成十九年十一月三十日」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第六百九十一号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。
平成十九年十二月二十一日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 事業所・企業統計 法人企業統計、工業統計調査及び商業統計
調査票の使用目的 総務省が、事業所・企業データベースを作成するため、平成十八年の事業所・企業統計調査調査票(甲及び乙)、平成十九年の法人企業統計調査法人名簿、平成十八年の工業統計調査の工業調査票(甲及び乙)及び工業準備調査名簿並びに平成十九年の商業統計調査の商業調査票及び商業準備調査名簿(いずれも磁気媒体に転写分)から所要の事項を転写する。
調査票の使用者の範囲 総務省統計局統計情報システム課の事業所名簿情報担当職員、財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計課法人企業統計調査係の職員、経済産業省経済産業政策局調査統計部統計情報システム室の工業統計担当職員及び商業統計担当職員、独立行政法人統計センター製表部情報処理課のシステム運用担当職員並びに同課及び製表グループの「事業所・企業データベース」に関する転写及び照合担当職員並びにこれらの機関から業務を受託した機関の電子計算機担当職員

○総務省告示第六百九十二号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。
平成十九年十二月二十一日
総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 事業所・企業統計、法人企業統計、工業統計調査及び商業統計
調査票の使用目的 総務省が、事業所・企業データベースを運用するため、事業所・企業統計調査、法人企業統計調査、工業統計調査及び商業統計調査の別表に掲げる調査票等により作成された「事業所・企業データベース」(電磁的記録媒体に転写分)から所要の事項を閲覧する。調査票の使用者の範囲 総務省統計局統計情報システム課の事業所名簿情報担当職員及び政策統括官付統計企画管理官付の「事業所・企業データベース」担当職員

調査票の使用目的 総務省が、事業所・企業データベースを作成するため、事業所・企業統計調査、法人企業統計調査、工業統計調査及び商業統計調査の別表に掲げる調査票等により作成された「事業所・企業データベース」(電磁的記録媒体に転写分)から所要の事項を閲覧する。調査票の使用者の範囲 総務省統計局統計情報システム課の事業所名簿情報担当職員及び政策統括官付統計企画管理官付の「事業所・企業データベース」担当職員